

福岡県社会福祉審議会資料

【審議事項】

令和4年度社会福祉施設等の整備方針について〔児童福祉関連分〕

福祉労働部子育て支援課
児童家庭課
人づくり・県民生活部青少年育成課

令和4年度児童福祉施設等（児童家庭課・子育て支援課・青少年育成課所管） 整備基本方針

児童家庭課・子育て支援課・青少年育成課

1 基本的な考え方

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化により、家庭や地域での子育て機能の低下、仕事と子育ての両立や子育てに対する負担感・不安感の増大など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しています。こうした中、本県では、若者が結婚、子育てに夢や希望を持ち、その希望をかなえ、子どもを安心して生み育てることができ、子どもが健やかに育つ社会づくり、子育てを地域全体で支え、応援する社会づくりに取り組んでいます。

このような基本的方針のもと、市町村とも連携して、地域における子育て支援サービスの充実、児童養護施設等の計画的整備などの取組を行っています。

令和4年度においては、入所需要の動向や老朽施設の実態などから必要性や緊急性を勘案しながら施設の整備を図ります。

2 児童家庭課所管施設の整備について（社会福祉法人設置分）

（1）乳児院

乳児を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。

社会的養護においては里親委託を優先しており、また、入所需要に対応できる状況にあることから、既存施設における入所児童の安全確保や処遇改善を最優先課題とし、老朽施設の改築修繕等について、ニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

なお、施設が新たに分園型小規模グループケアを実施する場合は、賃貸による実施を基本とします。

（2）母子生活支援施設

配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のために生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設。

増加する児童虐待相談対応件数を踏まえた入所需要の動向や、県内の各地域における設置状況等を踏まえ、必要に応じて新設等を検討します。

また、既存施設については、入所児童の安全確保や処遇改善を最優先課題とし、老朽施設の改築修繕等について、ニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

(3) 児童養護施設

保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設。

社会的養護においては里親委託を優先しており、また、概ね県内各地域に設置され、入所需要等に対応できる状況にあることから、既存施設における入所児童の安全確保や処遇改善を最優先の課題とし、老朽施設の改築修繕、ケア単位の小規模化を図るための整備等について、ニーズや緊急性を勘案しながら検討します。

なお、施設が新たに地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアを実施する場合は、賃貸による実施を基本とします。

(4) 児童心理治療施設

心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行うことを目的とした施設。

県内には2ヶ所設置されており、既存施設における入所児童の安全の確保や処遇改善を最優先の課題とし、ケア単位の小規模化を図るための整備等について、ニーズや緊急性を勘案しながら検討します。

3 子育て支援課所管施設の整備について

(1) 児童館・児童センター

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とした施設。

市町村における子育て支援施設の整備や事業の実施状況を踏まえた上で、未設置市町村における新設や利用児童の安全面に影響を及ぼすような危険箇所や老朽施設の修繕等について、ニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

4 青少年育成課所管施設の整備について

(1) 放課後児童クラブ室

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした施設。

地域における子育て支援の重要な柱として、各市町村において計画的な設置が図られていることを踏まえ、未設置の市町村・校区における整備を図ります。

併せて、児童福祉法の改正(平成27年4月1日施行)による対象児童の拡大(小学校3年生までから小学校6年生まで拡大)により、利用児童数の増加に対応する必要がある施設等について、ニーズや緊急性を勘案しながら整備を検討します。

児童福祉施設の推移

(1) 乳児院

年度	県所管				政令市所管			
	施設数 (か所)	定員 (人)	入所人員 (人)	入所率	施設数 (か所)	定員 (人)	入所人員 (人)	入所率
平成28年度	3	70	63	90.0%	3	98	78	79.6%
平成29年度	3	70	60	85.7%	3	98	67	68.4%
平成30年度	3	70	59	84.3%	3	91	55	60.4%
令和元年度	3	70	62	88.6%	3	87	59	67.8%
令和2年度	3	70	56	80.0%	3	85	52	61.2%

(2) 母子生活支援施設

年度	県所管				政令市・中核市所管			
	施設数 (か所)	定員 (世帯)	入所人員 (世帯)	入所率	施設数 (か所)	定員 (世帯)	入所人員 (世帯)	入所率
平成28年度	5	107	84	78.5%	5	173	127	73.4%
平成29年度	6	117	66	56.4%	5	173	107	61.8%
平成30年度	6	115	67	58.3%	5	168	99	58.9%
令和元年度	6	114	67	58.8%	5	158	106	67.1%
令和2年度	6	117	67	57.3%	5	142	85	59.9%

平成29年度 1施設設置により、県所管施設の増

(3) 児童養護施設

年度	県所管				政令市所管			
	施設数 (か所)	定員 (人)	入所人員 (人)	入所率	施設数 (か所)	定員 (人)	入所人員 (人)	入所率
平成28年度	11	784	605	77.2%	9	658	534	81.2%
平成29年度	11	758	580	76.5%	9	648	508	78.4%
平成30年度	11	723	569	78.7%	10	614	492	80.1%
令和元年度	11	703	541	77.0%	10	571	473	82.8%
令和2年度	11	673	514	76.4%	10	547	444	81.2%

(4) 児童心理治療施設

年度	県所管				政令市所管			
	施設数 (か所)	定員 (人)	入所人員 (人)	入所率	施設数 (か所)	定員 (人)	入所人員 (人)	入所率
平成28年度	1	50	18	36.0%	/			
平成29年度	1	50	37	74.0%				
平成30年度	1	50	46	92.0%				
令和元年度	1	50	49	98.0%				
令和2年度	1	50	47	94.0%				
					1	20	7	35.0%

※令和2年4月1日より、福岡市所管1施設(定員20)開設

※(1)～(4)の施設の措置人員は、各月初日在籍人員の年平均である。

(5) 児童館・児童センター （毎年度4月1日現在）

年度	県所管	政令市・中核市所管
	施設数(か所)	施設数(か所)
平成28年度	49	41
平成29年度	48	42
平成30年度	45	42
令和元年度	44	40
令和2年度	44	40

(6) 放課後児童クラブ室 （毎年度5月1日現在）

年度	県所管	政令市・中核市所管
	施設数(か所)	施設数(か所)
平成28年度	470	318
平成29年度	459	363
平成30年度	449	368
令和元年度	438	319
令和2年度	453	320



(参考)

年度	支援の単位数
平成28年度	1,351
平成29年度	1,398
平成30年度	1,460
令和元年度	1,505
令和2年度	1,592

※支援の単位とは、放課後児童クラブにおける子どもの集団の規模のこと(1の支援単位は概ね40人)

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響で調査基準日が7月1日現在

児 童 福 祉 施 設 と そ の 種 類

(令和3年4月1日現在)

区分	根拠法令等	施設種別	施設内容	設置状況		
				県	政令市	計
児 童 福 祉 施 設	児童福祉法	乳児院	乳児(保健上その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設である。	3	3	6
		母子生活支援施設	配偶者のない女子又はこれに準ずる事情にある女子及びその者の監護すべき児童を入所させて、これらの者を保護するとともに、これらの者の自立の促進のためにその生活を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とした施設である。	6	5 (うち中核市1)	11
		児童養護施設	保護者のない児童、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とした施設である。	11	10	21
		児童心理治療施設	心理的問題を抱え日常生活の多岐にわたり支障をきたしている子どもたちに、医療的な観点から生活支援を基盤とした心理治療を行うことを目的とした施設である。	1	1	2
		児童厚生施設 (児童館・児童センター)	児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすることを目的とした施設である。	43	40	83
合 計				64	59	123

子育て支援のための拠点施設

(令和2年7月1日現在)

区分	根拠法令等	施設種別	施設内容	設置状況		
				県	政令市	計
子育て支援のための拠点施設	厚生省児童家庭局長通知「子育て支援のための拠点施設設置要綱」	放課後児童クラブ室	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ることを目的とした施設である。	453	320 (うち 中核市 48)	773